

東京神学大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2019（令和元）年度大学評価の結果、東京神学大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020（令和2）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

II 総評

東京神学大学は、「学校法人東京神学大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に「日本基督教団の教職養成を担う」ことを明記し、これを受けて、大学の理念・目的として「キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者（牧師・伝道者）を養成すること」を掲げている。大学には、神学部神学科と神学研究科聖書神学専攻及び同組織神学専攻を設置するとともに、東京神学大学総合研究所も併設し、魅力あるキャンパスを整備することを目的とした「東京神学大学キャンパス整備基本計画」を策定している。ただし、大学の将来を見据えた教育研究活動全般に関する中・長期の計画はないため、策定することが求められる。

内部質保証については、2018（平成30）年度に「内部質保証向上委員会」を中心とした内部質保証体制の整備を行ったものの、組織間の連携が明確になっておらず、自己点検・評価の結果に基づいた改善も十分に行われているとはいえない。今後は、内部質保証システムを適切に整備し、有効に機能させるよう改善が求められる。

教育については、教役者養成のために学士課程から博士課程前期課程までの一貫教育を重視しており、学部・研究科ともに体系的な教育課程を編成している。また、履修指導を充実させており、各学年に置かれたクラス担任が全ての学生と個別面談を行い、個々人の状況にきめ細かく対応していることも特徴である。このような教育を通じて学生が得た学習成果を測定するため、学業成績や学位論文を測定指標としており、各科目や学位論文を評価する際には、内容の一部を学位授与方針に示した学習成果と対応させた「共通評価指標」を用いているが、より多角的に測定するためのさらなる検討が期待される。

学生支援においては、正課外で教会における活動として「夏期伝道実習」「神学校日教会派遣」等を推進しており、「教会実習委員会」による組織的な指導のもと、教役者としての実践的な経験を積む取組みを充実させていることは、優れた点と認められる。また、奨学金制度を充実させており、特に「指定奨学金」は教員による支援の依頼、受

給学生による報告・奉仕などを通じて多くの教会との連携を深め、賛同者や資金を増やし、多くの学生への支給実績を上げていることは、高く評価できる。

一方、神学部では、入学者を十分に確保できておらず、定員を充足できない状況が続いている。学生募集において対策を講じてはいるが、いまだ十分な成果が表れていないので、引き続き改善に取り組むことが喫緊の課題である。また、特に大学院において、方針の策定や研究指導計画の明示、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の活動等いくつかの課題が見受けられるため、改善に向けた取組みが求められる。

今後は、内部質保証システムを通じて、これらの問題点を解決するとともに、多くの特徴ある取組みを更に発展させ、大学として一層の質の向上に努めることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

大学と大学院の理念・目的を定め、「東京神学大学学則」（第3条）（以下「学則」という。）及び「東京神学大学大学院学則」（第1条）（以下「大学院学則」という。）に明示している。また、それらを教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。しかし、アジア諸国をはじめとする諸外国と交流を図る構想等はあるものの、大学として将来を見据え、大学の理念・目的等を実現するための諸施策を明示した中・長期計画はないため、これを策定することが望まれる。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

より広く諸教会への神学的奉仕に貢献することを目指し、大学の目的として、「キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者（牧師・伝道者）を養成すること」を掲げており、キリスト教神学の教育研究を目的とする日本唯一の単科大学となっている。

大学院の目的としては、キリスト教神学の理論及び応用を教授研究することを前提に、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」ことを掲げている。また、博士課程前期課程では「主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成すること、同後期課程では「教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成する」ことなどを各学位課程の目的としている。

これらの目的は、学士課程4年間と大学院博士課程前期課程2年間の一貫教育

を原則とした教育体系と合致している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学則（第3条）及び大学院学則（第1条）に定めている。

教職員の間では、これらの理念・目的を、定例教授会、事務職員による事務連絡会をはじめとする種々の会議で共有しているほか、牧師の再教育を目的として毎年1月に開催する「教職セミナー」等の諸行事を通じて継続的に確認している。学生に対しては、入学後に開催する新入生オリエンテーションや、毎日の全学礼拝、神学校全学集会、全学修養会等で説明することで繰り返し周知を図っている。入学志願者には、オープンキャンパスで説明の機会を設けている。社会への公表にあたっては、大学案内、学生募集要項や『東京神学大学学報』等の刊行物及びホームページに明記している。

以上のことから、当該大学の理念・目的は適切に周知・公表されているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

魅力あるキャンパスを整備するために、「東京神学大学キャンパス整備基本計画」及び「新長期財政計画（2017～2021年度）」等の計画を立案している。しかし、これらの計画は施設・設備や財政の見通しを示すにとどまり、教育研究活動の全般について中・長期的な展望や一層の充実に向けた具体策を示しているとはいえない。そのため、学長を中心として全学的に大学の将来像を検討したうえで、それを実現するための諸施策を明確にした中・長期の計画を策定することが求められる。大学の目的を踏まえ、アジア諸国をはじめとする諸外国との交流を図り、留学生を増やすなどの構想があるため、今後はそれらを明確にした中・長期計画を策定し、大学のより一層の充実を図ることが期待される。

2 内部質保証

<概評>

2018（平成30）年に、内部質保証に関する方針及び手続を設定し、「内部質保証向上委員会」を中心とした内部質保証体制の整備を行った。しかし、「自己点検評価委員会」その他の関連委員会や教授会との役割分担が明確になっていないなど、内部質保証システムにはいくつかの課題が見受けられる。質保証のための体制を新しく整備したばかりであり、今後、システムの有効性の検証を行うとしているため、内部質保証システムの点検・評価を定期的に行い、システムを有効に機能させることが求め

られる。なお、外部評価者による評価を積極的に採り入れることを検討しており、今後の改善が期待できる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2018（平成 30）年に「東京神学大学内部質保証の方針」を策定し、「内部質保証向上委員会」を内部質保証システムの適切性に責任を担う組織とし、システムが適切に機能するよう定期的に検証することなど 4 項目を定めている。また、この方針に基づき、「東京神学大学内部質保証向上委員会規程」を定め、「東京神学大学自己点検評価規程」及び「東京神学大学自己点検評価実施要項」に同委員会の役割等を明記するなどの改定を行っている。

これらの方針や規程については、2019（令和元）年度より規則集に掲載し、学内での周知を図っており、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。しかし、後述の通り、改定した規程と実態の間に一部、乖離が見られる点については改善が求められる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

従来、本協会に提出する改善報告書のとりまとめ等を行ってきた「内部質保証向上委員会」を、2018（平成 30）年度に内部質保証に責任を負う組織として位置付けている。同委員会は、学長、教授会書記、教務課主任、学生課主任及び自己点検評価委員会委員長で構成しており、「東京神学大学自己点検評価規程」において点検・評価の結果に基づき、改善を要する点の検討を行い、教授会の議を経て、各種関係委員会に改善方策の検討を指示するとしている。

しかし、新しい体制は、点検・評価の結果に基づく改善について、「内部質保証向上委員会」と教授会の双方で検討することとしているほか、「自己点検評価委員会」でも各部署から提出される『点検・評価報告書』を取りまとめ、問題点を指摘することとしており、「内部質保証向上委員会」と両会議体の役割に重複が見られる。また、「東京神学大学自己点検評価規程」及び「東京神学大学自己点検評価実施要領」の規定では、学部・研究科・部署等に置いた各点検評価委員会で『点検・評価報告書』をまとめ、その内容を「全学点検評価委員会」で検討するとしているのに対し、実際にはこれらの自己点検・評価の実務を全て「自己点検評価委員会」に一本化しており、規程と実態が乖離している。システムの運用も始まったばかりであり、今後は「内部質保証向上委員会」で点検・評価の結果を基にした課題の抽出及び改善策の検討を行うとしているので、その手続等に関する規程を実態に沿うよう見直し、内部質保証体制を適切に整備するよう、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

点検・評価の結果に基づく大学の質の改善・向上に向けた取組みについては、これまで、特別教授会では学生募集の活性化に関して、「教務委員会」では学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）とそれらに基づく学部・研究科の教育プログラムに関して検討し、一定の改善を行ってきた。また、自己点検・評価に際して、「内部質保証向上委員会」が外部評価者との窓口となり、学外者の意見を反映させる取組みがなされている。外部評価者の意見は、「内部質保証向上委員会」から特別教授会にフィードバックすることとなっており、2019（令和元）年度の特別教授会において、その結果を踏まえた改善策の検討を行っている。今後は、これまで「自己点検評価委員会」が確認するにとどまっていた教員個人の自己点検・評価を「内部質保証向上委員会」で査読し、必要に応じて助言等を行うことなどを検討している。

しかし、「内部質保証向上委員会」を整備したものの、実質的には従来の全教員が集まって審議を行う教授会（特別教授会）において改善に向けた検討が行われているため、「内部質保証向上委員会」が内部質保証システムを推進することが必要である。また、現段階では、自己点検・評価の結果に基づいて検討した事例も十分な改善に至っていないため、2018（平成30）年度からの新しい内部質保証システムのもと着実な改善が求められる。

なお、3つのポリシーを大学の理念・目的のもとに策定しており、これらの方針に基づく教育活動の点検・評価及び改善・向上に向けた取組みについても、「内部質保証向上委員会」が積極的に支援することが期待される。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、毎年5月に発行する「東京神学大学報」に掲載するとともに、大学のホームページ等で適切に公表している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

従来、教授会で内部質保証体制の適切性に関する検討を行っていたが、2018（平成30）年度以降、「内部質保証向上委員会規程」において、同委員会が「内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方法の立案」について審議することを定めている。また、同委員会が毎年度1回、内部質保証システムの有効性を検証することとしており、今後は検証するための方法を早期に明確化するとともに、継続的に点検・評価を実施して、内部質保証システムの有効性を高めていくことが期

待される。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の方針、手続及び内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証向上委員会」を整備したものの、自己点検・評価の結果に基づく改善に向けた検討は、「内部質保証向上委員会」のほか、教授会及び「自己点検評価委員会」でも行われており、組織間の連携や役割分担が明確になっているとはいえない。また、検討した事例も十分な改善に至っていないため、内部質保証システムを適切に整備し機能させるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

神学部、神学研究科を設置するとともに、「東京神学大学総合研究所」（「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設）を置き、当該大学の目的を実現するためにふさわしい教育研究組織を有している。

教育研究組織の適切性については、学長が中心となって行う自己点検・評価の結果をもとに、「内部質保証向上委員会」で改善策等を検討し、特別教授会に提言するとしている。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者を育成するという大学の目的に沿って、神学部神学科を基礎として、神学研究科聖書神学専攻及び組織神学専攻を設置している。

また、神学と伝道研究の拠点として「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設した「東京神学大学総合研究所」を附置しており、大学の理念・目的に沿った教育研究組織を有している。

附置研究所に関して、「日本伝道研究所」では、神学研究、調査活動、資料の収集や保存、研究会・セミナーの開催等を主な事業としており、「アジア伝道研究所」では、留学生とともにアジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、伝道にかかわる諸問題を討議し、さらにはアジアの諸教会への研修旅行等の交流の機会となる「アジア伝道セミナー」を開催している。これらの研究所では、キリスト教信仰と諸学問分野の最新の知識との接点を探ることを意図しており、学生課主催による講演会を随時開催するなど、学生の研究への関心を高めるよう努めている。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、従来、学長が教授会書記と相談しつつ行っていたとしているが、この方法では組織的な点検・評価が行われているとはいえない。今後は、「内部質保証向上委員会」において、改善策等を検討し、特別教授会に提言するとしているため、組織的な点検・評価の結果に基づく内部質保証を機能させ、教育研究組織の充実につなげることが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

大学の理念・目的に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定し、それを踏まえた授業科目群による体系的な教育課程を編成している。ただし、神学研究科に関しては、教育課程の編成・実施方針において、教育課程の編成に関する基本的な考え方等が示されていないこと、また、同博士課程後期課程の研究指導計画が十分でないことについて、改善が求められる。さらに、学部・研究科ともに、学位授与方針と一部連携させた「共通評価指標」を用いた成績評価や学位論文の内容等を学習成果の測定指標としているが、より多角的な指標を確立し、活用することが望まれる。今後は、「内部質保証向上委員会」を中心に、教育課程の点検・評価を行い、内部質保証体制をより有効に機能させることが望まれる。

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

神学部の学位授与方針では、「確固とした召命感を身に付けている」こと、「神学の学びの意義を主体的に把握している」こと、「伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている」こと、「諸学問分野における最新の知識を、キリスト教信仰の視点から理解し」ていること、「教会実習の経験を通し、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求を理解している」ことの5つの基準を満たすことを学位授与の条件としている。

神学研究科の学位授与方針については、博士課程前期課程では、『主体的に神学する』能力を十分に身に付け」ていること、「伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中での確に対応する能力」を養うこと、「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感」を一層確立することなどを求めている。また、博士課程後期課程では、「自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識」を修得すること、「高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力」を身に付けることを学位授与の要件として定めている。

これらの学位授与方針に関しては、いずれの学部・研究科においても、学位課程

の修了までに身に付けるべき学習成果を示し、適切に設定しており、ホームページでの公表や『履修の手引』等への掲載により、学生に周知している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

神学部の教育課程の編成・実施方針では、「キリスト教信仰および聖書についての初歩的な知識」及び「諸学問分野の最新の知識および現代語（英語およびドイツ語）」を修得したうえで、「旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の各分野における基礎的な知識」の学習を徹底的に行い、卒業論文の作成や教会実習を行うことが定められており、教育課程の編成・実施に関する考え方を示している。

しかし、神学研究科の教育課程の編成・実施方針では、博士課程前期課程及び後期課程ともに、学生が聖書神学専攻又は組織神学専攻のどちらかに所属すること、専攻科目と専攻外科目を履修し、指導教授のもと学位論文を作成することを示したのみであり、教育課程の編成に関する基本的な考え方（科目群それぞれの目的や位置づけ等）を示していないため、改善が求められる。

これらの教育課程の編成・実施方針に関しては、学位授与方針と同様に、ホームページでの公表や『履修の手引』等への掲載により、学生に周知している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

神学部の教育課程では、1・2年次に、社会人としての広い視野と深い知識を身につけるための学際基礎科目、キリスト教信仰及び聖書に関する初歩的な知識を習得するための神学基礎科目、神学研究に必要な外国語科目を履修する。また、2年次以降は神学専門教育科目の履修を軸とした体系的な教育課程が編成されており、3年次には卒業論文の作成に向けて、学生自身の専攻を決めるよう指導がなされる。これらの学習をもとに、4年次に卒業論文を作成しており、教育課程の編成・実施方針に沿った教育を実施している。

神学研究科においては、博士課程前期課程では聖書神学専攻、組織神学専攻ともに、それぞれ所定の専攻科目及び専攻外科目をコースワークとして履修し、高度で専門的な神学的知識を身につけると同時に主体的な学習能力を高めたうえで、リサーチワークとしての修士論文作成に取り組むこととしている。また、主に、論文提出後の2年次後期に「実践神学研修課程」として、「説教学演習Ⅱ・Ⅲ」等の科目を置き、教役者としての専門的業務に携わる経験を通じて、実践的な学びを深めるよう努めている。博士課程後期課程では、前期課程と同様に聖書神学専攻又は組織神学専攻に所属してそれぞれ所定の専攻科目及び専攻外科目をコースワークとして履修し、リサーチワークとしての博士論文を作成することとなっている。いず

れの課程においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、高度な知識及び研究手法を学ぶための教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

神学部においては、講義とテキストの講読・発表などの演習形式との混合を基本的な授業形態とし、それに卒業論文を作成する「学部演習」が加わっている。また、学習指導の方法については、入学式直後に行う「新入生オリエンテーション」のほか、クラス担任制度を設け、全ての学生に対し、個人面接を行い履修上の相談を行っており、充実した対応が取られている。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、「50単位未満」と学則に定めている。履修にあたっては、教職に関する科目等を上限の対象外としているが、各学年に置かれた担任教員が、全ての学生と個別面談を行い、学生の状況に照らして適切な学修ができるよう指導を行っており、単位の実質化を図る措置がなされているといえる。

神学研究科においては、博士課程前期課程・後期課程ともに、講義を中心とするコースワークと演習及び論文作成を中心とするリサーチワークを組み合わせ、教育効果を高めている。博士課程後期課程の研究指導計画については、『履修の手引』に「学位取得へのスケジュール概要」を掲載し、修了に必要な外国語学力認定試験や論文指導演習の時期をあらかじめ学生に明示して、これに沿った研究指導が行われている。今後は、学生によりわかりやすいスケジュールを明示するため、学年暦に示されている博士課程後期課程研究発表会の日程を同項目に示すなど、記載を充実させることが望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価について、学部では、各授業科目の成績評価の方法をシラバスに明示し、これに基づく評価基準をA、A-、B～Eの6段階で設定し、『履修の手引』に示している。研究科では、定期試験及びレポートを基本として「学生の授業参加の度合い、講義や演習の出席、演習での発表、討論への参加など」も加味したうえで、A-、B～Eの6段階で評価しているほか、GPA（Grade Point Average）に換算し、全取得単位の同数値の平均を2.0以上とすることを修了要件として求めている。これらの評価基準については、各学位課程の『履修の手引』に示している。

成績評価の基準として、各評定に応じた知識・能力のレベルを示している「共通評価指標」を定め、客観的な成績評価を可能としている。「共通評価指標」は、講義と論文の指標に分かれており、学位ごとに『履修の手引』に掲載している。今後は、この指標の有効性の評価及び授業改善への活用に関するさらなる検討を行い、成績評価の厳格化への取組みを充実させることが期待される。

学位授与について、学部では、学則及び学位規則に、「4年以上の在学と所定の単位の修得」という条件を満たした者が「教授会の議決（意見集約）」を経て授与されることが明記されている。研究科では、学部同様、研究科委員会の審議を経て、学位授与の決定を行っている。学位論文の審査については、「共通評価指標」により基準を明確にしたうえで、研究科委員会において選出された審査担当者が面談形式での審査会を実施しており、その結果を研究科委員会で承認している。これらの審査の具体的なプロセスについては、「東京神学大学学位規則施行細則」に定めており、適切である。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

神学部では、前述の「共通評価指標」を用いて、各科目の成績を付しており、同指標を学位授与方針と一部対応させることによって、学業成績を学習成果の測定指標としている。また、卒業判定において大学院への内部進学を希望する学生について、学業成績に加えて、「夏期伝道実習」「教会生活」「適性」及び「志望動機」の項目で4年間の実績を評価している。ただし、必ずしも大学院に進学するわけではない神学研修志望学生に関しては、担当教員による定期的な面接を行っているものの、2017（平成 29）年度から受け入れを開始したこともあり、課程修了時の学習成果の測定指標を充実させるため、さらなる検討が望まれる。

神学研究科では、博士課程前期課程・後期課程ともに、履修科目の学業成績及び修士・博士論文の内容等を、学習成果を測定するための評価指標としている。学業成績や学位論文を評価する際に用いる「共通評価指標」については、その内容の一部を学位授与方針に示した学習成果と対応させている。今後、博士課程後期課程では、学位授与方針に示した「自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識」を測定する方法をより明確にすることが期待される。

そのほかに、日本基督教団が実施している教師検定試験をほとんどの学生が受験することから、その結果によっても学習成果を測定している。また、大学の後援会や社会人を対象とした研修を開催する際に、修了生及び赴任先の教会に意見を聴取するなど、卒業生及び就職先の教会との連携を丁寧に行っており、進路状況に関する情報収集を行っている。これらを含め、より多角的な学習成果の測定指標を確立し、教育内容の改善に活用することが期待される。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及び教育内容・方法の適切性に関する点検・評価について、従来は「教務委員会」で随時検証を行った際に挙げられた課題を年3回開催される「特別教授

会」において議論していた。2018（平成30）年度以降は、毎年度最初の「教務委員会」において、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程となっているかを検証し、問題が見つかった場合には「内部質保証向上委員会」で改善策等を検討のうえ、教授会で審議するとしている。

また、学生会のもとに設置した「神学校生活委員会」による学生アンケートや「FDアンケート（授業効果調査）」を通じて教育の改善に向けた情報収集を行っている。それらの集計結果は、教員に示され教育の改善に役立てられているほか、教務委員会等で検討され早急に改善が必要な事項への対応がとられている。今後は、「内部質保証向上委員会」でそれらのアンケートの結果を踏まえた改善策の立案・検討を行うとしているため、その結果をもとに更なる改善・向上につなげることが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 神学研究科博士課程前期課程及び後期課程では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部・研究科ごとに学生の受け入れ方針に基づき、適切に入学選抜を実施している。また、学生募集に関する情報は、ホームページや学生募集要項に明示している。しかし、神学研究科博士課程前期課程及び後期課程では、学位課程が異なるにも関わらず、同一の学生の受け入れ方針を設定しているため、是正されたい。定員管理については、改善に向けた取組みを行っているものの、神学部神学科において、収容定員に対する在籍学生数比率及び過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が低い状態が続いているため、是正されたい。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

神学部の学生の受け入れ方針では、大学の目的に基づき、「召命を確信し、現代人の問いに答える福音を語る伝道者を目指す者」等の5項目を求める学生像として定めている。これらは、ホームページや募集要項に明示されているほか、入学の手引きである『遣わされる日のために』において内容をわかりやすい表現で提示している。

神学研究科における学生の受け入れ方針では、大学院の目的に基づき、「幅広い知識と豊かな教養を土台として、神学の専門分野における学術研究を志す者」等の

4項目の求める学生像を募集要項などに明示している。しかし、博士課程前期課程及び後期課程では、学位課程が異なるにも関わらず、同一の学生の受け入れ方針を設定しているため、是正されたい。また、学部・研究科ともに、入学するにあたり修得しておくべき学力水準についての具体的な記述が見られないので、今後の検討が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

神学部では、一般入試のほか、編入学試験、推薦入学試験及び推薦編入学試験を、神学研究科では、一般入試を実施している。キリスト教の伝道者、教役者の養成という使命を踏まえ、キリスト教関係諸団体や諸教会と連携して学生募集を行っている。

入学者選抜の実施体制については、学部・研究科ともに、教務課副主任が担当者となり、入試の種類や日程、試験内容などを起案し、教授会での審議を経て入学者選抜要項を策定している。入試問題については、教授会で策定した案を基に、「入学試験問題検討委員会」によって妥当性を検討して策定する。合否判定については、全ての教授会構成員で判定会議を行い、試験の成績、推薦書の内容、面接結果に基づき、合格者を決定しており、入学者選抜の透明性、公平性、妥当性の確保に努めている。

ただし、障がいのある学生については、募集要項のなかで出願上の注意点として「特別の配慮を必要とするものは事前に申し出ること」としているのみであるため、今後は具体的にどのような対処が可能であるかについての記述を充実させるなど、より丁寧な対応が望まれる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

神学部において、前回の大学評価で、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率に関する勧告が付されたことを受け、教会とキリスト教主義学校との連携を強化して募集活動に努め、若い世代がキリスト教について話し合える場として「青年の集い」を学内で開催するなど広報活動を充実させる取組みを行った。また、編入学定員の削減等を行ったことにより、収容定員に対する在籍学生数比率については若干の改善が見られる。しかし、両比率ともいまだ低い状態が続いていることは是正されたい。

神学研究科においては、博士課程前期課程では、学部との一貫教育を推奨し、内部進学者を中心に受け入れている。博士課程後期課程では、教会の教役者として働く社会人についても受け入れており、長期履修学生制度を導入して学生募集の強

化に努めている。これらの取組みにより、大学院では、概ね適切な定員管理が行われている。

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生募集及び入学者選抜の適切性の点検・評価については、毎年の入学試験実施後に、「教務委員会」及び教授会で行っている。また、入試問題の検討に関しては、「入試問題検討委員会」が検証している。今後は、「内部質保証向上委員会」で、それらの点検・評価の結果をもとに改善策を検討するとしているため、内部質保証体制との連携により、学生の受け入れに関し、一層の改善に努めることが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 神学研究科博士課程前期課程及び後期課程においては、学位課程が異なるにもかかわらず、学生の受け入れ方針が同一のため、是正されたい。
- 2) 神学部神学科（学部全体）において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.36、収容定員に対する在籍学生数比率が0.59と低いため、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

求める教員像として、学則及び「東京神学大学教育職員選考基準」に、必要な教育・研究業績や牧会伝道上の経験・資格を定めている。しかし、学部、研究科ごとの教員組織の編制方針を定めていないので策定することが望まれる。教員組織としては、法令上必要な専任教員数を満たし、教育活動を展開するために概ね適切に編制している。ただし、教員の教育改善のための研究科独自のFDが十分に行われていないので改善が求められる。

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像として、学則及び「東京神学大学教育職員選考基準」に、必要な教育・研究業績や牧会伝道上の経験・資格を定めている。ただし、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針は定められていないので、策定することが望まれる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部・研究科ともに、大学及び大学院設置基準で定められた必要専任教員数及び教授数を満たす教員配置となっており、教育研究活動を展開するために、概ね適切な教員組織を編制している。

大学としては、専任教員の年齢・性別の構成にやや偏りが見られることを課題としており、教育職員後継者の育成のために、博士課程後期課程の学生のなかから選出した研究助手に対する「研究助手のための奨学金」、将来性が期待される者を対象とした「教育職員後継者育成のための特別奨学金」の支給を行っている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用については、「教育職員選考基準」「教育職員任用に関する規則」及び「教育職員の任用に関する内規」に基づき、適切に行っている。具体的には、教授会のもとに設置する審査委員会において、教育研究活動及び教役者としての活動業績を評価しており、学長が教授会の意見を聴取したうえで推薦者を決定し、理事会の承認を経て採用している。なお、採用・昇任の際に、選考基準に基づき、研究科の授業及び研究指導を担当できることを確認することとしている。

昇任についても、「教育職員の任用に関する内規」に基づき、教授会のもとに設置された審査委員会が業績の審査及び面接を行い、研究業績・教育経験を判定して、学長が教授会の意見を聴取して決定している。なお、2019（令和元）年度内に大学院担当教員の資格審査に関する基準を別途、策定するとしており、さらなる整備が期待される。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動については、「FD委員会」を設置し、各教員が担当する科目のうち、学部・研究科1科目ずつを対象として「授業効果調査アンケート」を実施しており、アンケートの結果から各項目の評点や学生からのコメント等を教務課でとりまとめ、各科目の担当教員に報告している。これに基づき、研究科の専攻長が専攻の各教員の教育状況を確認し、助言をすることにより教育の改善を図っているものの、制度化された取組みではないため、フィードバックの方法については今後の検討を行うことが望まれる。また、全教員を対象として、授業におけるパワーポイントの活用方法やメンタルヘルスに関する問題等についての講習会を行っている。しかし、これらの研修で扱っている、教育改善に関するテーマは、学士課程の教育に関する内容が主となっており、研究科としての固有のFDは不十分であるため、改善が求められる。

なお、教育研究活動の評価については、学内外での論文発表、研究発表等々を評価しているが、明確な基準は設けていないため、より一層、充実させるよう期待され

る。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、毎年度、学部・研究科で実施する自己点検・評価を通じて、課題を抽出して改善に取り組んでいる。また、特別教授会において将来を見据えた教員組織のあり方を検討している。それらの検証に基づき、今後は「内部質保証向上委員会」が具体的な改善策を検討しているため、その結果をもとに、大学自身が課題としている年齢構成の偏り等、教員組織に関する課題の改善を図ることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 神学研究科として、教育改善に関する固有のFDが不十分であるため、改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

学生が「経済的にも安定した健康な生活を送り、学修に励む環境にある」ことを前提に、概ね適切な修学支援・生活支援・進路支援を行っている。ただし、修学支援や進路支援に関する考え方を示した包括的な学生支援の方針はないため、策定が求められる。修学支援として、「夏期伝道実習」「神学校日教会派遣」等の実習に対する支援を行っており、独自性のある取組みとして高く評価できる。また、経済的支援として、「指定奨学金」等の複数の奨学金制度を設け、多くの学生に支給していることは高く評価できる。

学生支援の適切性の点検・評価については、それぞれの取組みの担当部署で検証を行っているほか、学生支援に関するアンケート等により学生からの意見を聴取し、その結果を学生主催の「神学校生活懇談会」において学生に報告している。なお、今後は「内部質保証向上委員会」が定期的に改善・向上につなげるプロセスを担うため、学生支援の取組みのさらなる充実が期待される。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針は「学生が経済的にも安定した健康な生活を送り、学修に励む環境にあること」としているが、『点検・評価報告書』に記載しているのみで、大学として正式に定めた方針とはいえない。また、上記の内容には、修学支援や進路支

援に関する考え方が示されておらず、学生支援についての包括的な方針となっていないため、修学支援・生活支援・進路支援を包括する学生支援についての方針を明文化し、学内で共有することが求められる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援については、少人数教育を行っていることを踏まえ、担任制度を導入し、学生との個別面接を行い、休・退学者の対応及び状況の把握に努めている。補習・補充教育としては、外国語文献の読解力が不足する学生を対象に、正課外で英語の補講クラスを設けている。また、その他の正課外の取組みとして、学外の諸キリスト教会において「夏期伝道実習」や「神学校日教会派遣」等の実習を行っている。これらの取組みは、「教会実習委員会」が担当しており、教会と学生の間を取り持ち、両者にとって必要な支援をするよう努めている。「夏期伝道実習」では、実習先の教会から実習生に対する希望や実習内容に関する意見を聴取し、学生の特性や状況を考慮して派遣学生を決めている。また、参加学生に対しても、各教会の意見を踏まえた事前・事後の指導を行い、実習中の相談体制を整え、必要に応じて助言を行っている。「神学校日教会派遣」では、学生が教会で「説教」を行う機会を確保し、「説教」の指導等の準備をサポートしている。このように、大学が学生及び教会と密接な関係を築き、実践経験を積む機会を提供していることは、理念・目的に基づく独自の取組みであり、高く評価できる。障がい学生への支援については、キャンパス内の施設・設備を整えているほか、個別の事例に対応し、入学する学生に必要な支援を行っている。

経済的支援については、奨学金基金のほか、学内で毎年度の寄付金を財源とした各種奨学金制度を設けている。具体的には、授業料の一部に充当する「一般奨学金」、経済状態の厳しい学生に対して奨学金への献金者を大学が募る「指定奨学金」、学部から大学院博士課程前期課程に進学する際の入学金納入に際しての補助となる「補助奨学金」、学部新生の入学時の負担を軽減するための「入学時奨学金」などがある。これらの制度を維持するため、例えば「指定奨学金」では、全ての専任教員が各地の教会に出向き、支援者への依頼や報告を行って寄付を募っている。また、受給学生からの礼状の送付や、各教会での奉仕等を行い、地道に賛同者や資金を増やしている。さらに、各奨学金の受給審査においても、「奨学金委員会」で学生の個々の事情を加味した丁寧な審査を行ったうえで、必要な学生に行き渡るよう配慮し、在籍学生の過半数が同奨学金を受給できる体制を整えている。このように、多様かつ独自の奨学金制度を設けて、それらの制度を維持するために努め、実際に多くの学生に支給できていることは、高く評価できる。

生活支援については、「パストラル・ケアセンター」が心身の健康保持・増進の

支援や相談業務を行っている。ハラスメントに関しては、「人権侵害防止対策規程」「人権にかかわるハラスメント調査委員会」及び「人権にかかわるハラスメント調査委員会内規」を定め、新入生オリエンテーション等で、学生に周知し、防止に努めている。

進路支援については、クラス担任との面談や演習担当教員からの指導のなかで、大学院進学を基本とする支援を行い、教役者（牧師、伝道者）以外の進路希望の学生に対しては学長が教授会と相談しつつ、必要な対応をしている。

これらのことから、学生支援に関する取組みは概ね適切に行われているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

修学支援、生活支援及び進路支援の適切性の点検・評価については、それぞれの業務を担当する部門で検証が行われている。また、学生支援に関するアンケート等によって、学生から意見聴取した結果を学生主催の「神学校生活懇談会」において全教員が出席して報告し、各担当の教員が学生の質疑に答えることで学生との相互理解を深めている。今後は、「内部質保証向上委員会」でそれらの点検・評価の結果を受け、改善・向上につなげる検討を行うとしているため、検討結果に基づき、学生支援をより一層充実させることが期待される。

<提言>

長所

- 1) 正課外で諸キリスト教会において「夏期伝道実習」や「神学校日教会派遣」等の実習を設けており、「教会実習委員会」の教員が、教会から実習内容等に関する意見聴取を行い、派遣学生に対しその内容を踏まえた事前・事後の指導や実習中の相談に対応しているほか、「説教」の指導を行うなど、個別の状況に応じて教会及び学生の両者への積極的な支援に取り組んでいる。大学が学生及び教会との密接な関係を築き、学生が教会での実践経験を積む機会を充実させていることは、評価できる。
- 2) 毎年度の寄付金を財源とし、「一般奨学金」「指定奨学金」「補助奨学金」及び「入学時奨学金」等の複数の奨学金制度を設けている。これらの制度を維持するため、例えば、「指定奨学金」では、全ての専任教員が各地の教会に出向き支援者への依頼や報告を行い、寄付を募っているほか、受給学生の協力を得て礼状の送付・教会での奉仕などの活動を通じて地道に賛同者や資金を増やしている。また、各奨学金の受給審査においても、個人の事情を加味した丁寧な審査を行い、必要な学生に行き渡るよう配慮しており、多くの学生に支給できていることは、評価で

きる。

8 教育研究等環境

<概評>

「キャンパス整備基本計画」に基づき、学生及び教員に対し、よりよい教育研究環境を提供するよう整備に努めている。なかでも、キャンパス内に建てられた学生寮は、学生からの評価も高く、学生の学びに対する支援として評価できる。教育研究活動に対する支援も概ね適切であり、サバティカルの制度も有効に活用されている。ただし、研究倫理を遵守するための適切な措置が十分に講じられているとはいえない面があり、改善が求められる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境の整備に関する包括的な方針は、明文化されていないものの、2016（平成28）年に「キャンパス整備基本計画」をまとめている。同計画では、施設の量的拡大は行わず、教育環境のための新たな質的な整備及び施設の充実を主とすることを、理事会、評議員会及び教授会における合意事項とし、「静粛な空間と調和するアクティビティーの見えるキャンパスの創出」及び「教育研究機関の立地にふさわしい緑に囲まれた静粛な環境の維持」を目指して教育研究環境を整備するとしている。この計画に基づき、施設・設備の質的向上やバリアフリー化等に取り組んでいる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地面積及び校舎面積については、大学設置基準上必要な面積を満たしている。施設・設備については、キャンパス内に、本館と図書館棟を有し、必要な教室や演習室等を適切に整備している。また、神学教育の一環として、本館にはパイプオルガンを備えた礼拝堂があり、共同生活の経験を積むための学生寮も設置している。2017（平成29）年度には、本館にエレベーターを設置し、本館・図書館・学生ラウンジの入口を自動ドアとするなど、バリアフリー化を促進している。

情報処理に関しては、パソコンルームの機器の更新・整備を随時行い、学内LANの敷設、光ファイバーの増設等ネットワーク関連工事を推進し、学生用パソコンルームを開放している。2019（令和元）年度には、従来より学生からの要望が多かったWi-Fiの導入を実現させている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは

適切に機能しているか。

図書館は、一般の図書館の基本である学習機能、研究機能、保存機能に加え、神学の単科大学における専門図書館としての機能を重視している。蔵書に関しては、学術的専門性の水準が高く、神学の学術専門書を中心にキリスト教関係の語学及び文学等の教養書を含め、十分な蔵書を有している。特に、神学専門雑誌については日本語の資料のほか、英語圏、ドイツ語圏等を含む多様な言語の資料を取り揃えている。また、図書館の施設環境についても、適切な整備がなされており、十分な数の閲覧座席を配置している。

図書館職員の配置は、図書館長、司書業務を担う図書館員に加え、随時多数の学生アルバイトを雇用して運営している。開館時間については、学生からの要望を考慮し、学生アルバイトの協力を得て、週2回の夜間開館を実施している。さらに、試験前週から試験期間中も開館時間を延長している。

東京神学大学の図書館は、キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供している。特に、図書館としての貴重書・古書を保存する機能を重視し、幕末・明治期以来のキリスト教関係の図書・資料の収集、記録及び保管にも力を入れていることが特徴的である。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

教育環境の整備にあたっては、学生が論文、レポートを作成するに際しては、パソコンを利用することが多いため、非常勤のシステムアドバイザーがパソコンルームにおいて、随時、助言・指導をしている。

専任教員の研究に対する支援については、研究費を毎年一律に支給しているほか、研究室を整備し、各部屋に机、書棚、空調設備、パソコン用学内LANを設置している。また、研究専念時間を確保するため、出勤日数を抑えているほか、研究学期（サバティカル・リーフ）の制度を設けており、8学期教育に従事することで1学期間の研究学期を取得できることを定めている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

2014（平成26）年に「研究倫理規程」を制定し、併せて「倫理委員会」を設置している。また、同年には、学部学生への研究倫理教育や、教員の研究倫理遵守のための取組みとして、全学集会において規程の趣旨説明が行われているものの、2014（平成26）年度以降、教員の研究倫理遵守のための取組みが定期的に行われているとはいえないため、改善が求められる。

学生に対しては、論文盗用の禁止等、教務課が修士論文作成の手引きとして学生ハンドブックに公表し、大学院の新入学生に対してのオリエンテーションの際に研究倫理に関する説明を行っている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、学長、図書館長、教務主任、事務長及び教授会書記が点検・評価報告書を作成する過程で行っている。

これまでの検証の結果に基づき、「キャンパス整備基本計画」を策定し、2017（平成 29）年度から整備事業を進めており、本館の教室や研究室等を修繕しているほか、新たに「研修センター」の建設に向けて、教室の利用状況の現状を調査し基本構想を検討している。また、教職員住宅及び学生寮の新設や老朽化した本館設備の更新を予定しており、これらのことから、施設・設備に関する改善・向上に努めていると判断できる。今後は、「内部質保証向上委員会」で点検・評価の結果をもとに課題を抽出し、改善策を検討するとしているため、「キャンパス整備基本計画」を着実に実行するとともに、同委員会での検討結果に基づき、教育研究等環境のさらなる改善を図ることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 教員に対して、研究倫理を遵守するための研修等、組織的な取り組みが定期的に行われていないため、改善が求められる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関する取り組みを多方面で実施しているものの、そうした活動全体を包括する基本的な考え方を示した方針を明文化していないので、策定が求められる。それぞれの取り組みを担う委員会において点検・評価を行っており、今後は「内部質保証向上委員会」でも改善・向上に向けた検討を行うとしているため、一層の充実が望まれる。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する取り組みを多方面で実施しているものの、そうした活動全体を包括する基本的な考え方を示した方針を策定していない。大学としてキリスト教会及びキリスト教諸団体との連携活動を行っており、韓国を中心とする

アジア諸国や米国との交流活動を今後より一層促進していくとしていることから、それらを踏まえ、社会連携・社会貢献活動についての包括的な考え方を示した基本方針を策定することが望まれる。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献に関しては、主に教会を通じて、各地域社会や住民との交流の機会を持つ取り組みを行っている。例えば、「夏期伝道実習」では、学生を日本国内の各地域に派遣し奉仕活動に従事させている。また、「キリスト教学校伝道協議会」では、全国各地のキリスト教主義学校で働いている教員に交流・研鑽の場を設けている。さらに、「教職セミナー」において、牧師の再教育を行っており、キリスト教の信仰に基づき、有為な指導者の養成に努めている。一方、「公開夜間神学講座」においては、広く一般の社会人を対象として、キリスト教について学習する機会を提供している。

国際交流については、教員レベルでの海外のキリスト教諸団体との交流などが実施されており、韓国の大韓イエス教長老会神学大学校との間の学術交流の実施、アメリカ合衆国の教会（アメリカ改革派教会）及び在日大韓基督教会からの宣教師受け入れ、韓国や中国からの留学生の受け入れなど積極的な取り組みを行っていることは評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の各活動の適切性の点検・評価は、それぞれの活動を担う、「教会実習委員会」「準備委員会」及び「教職課程委員会」などが行っている。また、地域交流、国際交流事業の適切性の点検・評価については、「学外活動委員会」において各事業内容の検討を行っている。今後は、「内部質保証向上委員会」において、その結果を踏まえた改善・向上につなげる施策を検討するとしているので、検討結果に基づき、社会連携・社会貢献活動をより一層充実させることが期待される。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

明確な大学運営の方針は示していないものの、少人数で運営するという大学の特性を生かし学長と事務長の責任のもと、全教職員で情報を共有して運営を行っている。教学組織と法人組織との関係については、「学校法人東京神学大学寄附行為施行

細則」において、両者の機能分担及び連携関係を定めている。大学の意思決定にあたっては、学長のリーダーシップのもと、学部は教授会、研究科は研究科委員会が規程に則り運営している。

事務局は、規程に基づき、各委員会等の諸活動を支援している。事務職員に対するスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の活動として、月1回の「事務連絡会」で学長が事務職員に向けた大学の理念等に関するスピーチを行っているほか、教職員合同の研修会を開催しており、今後はその取組みを更に充実させるとしている。大学運営の適切性に関する点検・評価は、各部署で実施しており、今後はその結果をもとに、「内部質保証向上委員会」で改善に向けた検討を行うとしているため、一層の改善が期待される。

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

少人数で運営するという大学の特性を生かし、学長と事務長の責任のもと、全教職員で情報を共有して運営を行っているものの、明確な大学運営の方針を示していないため、策定が望まれる。

一方、財務運営に関する方針としては、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの「新長期財政計画」を策定し、教授会（研究科委員会）に報告したうえで、評議員会での意見聴取を経て、理事会で決定している。これについては、事務長と財務理事のもと、事務組織等を通じて実現を図っている。

② **方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

大学の意思決定にあたっては、学長のリーダーシップのもと、教授会及び研究科委員会において、審議・検討を行っている。各部署で企画・立案された事項については、教授会の協議を踏まえ学長が決定し、常務理事会の承認を得た後、理事会に提出するという手続を踏み、規程・規則に基づいて進められている。

学長については、学則、寄附行為及び同施行細則に、職務及び権限を定め、その任免は「東京神学大学学長選挙に関する規約」に則り、教授会構成員全員の投票により、選出されている。また、教授会については、「東京神学大学教授会規程」で権限を定め、適切に運営している。理事会については、寄附行為及び同施行細則において、構成員や権限を定めており、教学組織との機能分担を明確にするとともに、学長が理事として理事会に加わることで、教学組織と法人組織の連携を図っている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算の編成にあたっては、事務局で事業計画案と予算原案を作成し、関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務理事との最終調整を行い、各年度の予算を策定している。その後、常務理事会における審理を行ったうえで、毎年度末に開催する定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議・決定している。予算の配分と執行については、毎月の確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常務理事会、評議員会及び理事会に提出している。

以上のことから、予算編成及び予算執行は、適切に行われているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、「学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程」に、組織や役割が定められている。事務長は、教学組織の運営状況を適切に事務組織に周知し、業務への活用を徹底する役割を持ち、職員は適宜各種委員会に同席又は陪席し、主任教員との連携協力のもと業務を遂行している。

法人事務局の機能は多くを事務長が担い、総務課、財務課、経理課職員が適宜支援して、理事会、常務理事会、評議員会、後援会推進委員会、財務委員会等の諸活動を運営している。これら各種会議には事務長のほか、関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行えるよう補佐し、同時に会議の審議経過と結果を各組織内に周知している。

このように、大学運営に必要な事務組織を適切に設置し、機能させている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員に対するSD活動としては、各職員の自主的な能力開発を促すことに加え、各部門が直面する課題等を共有することで、職員全体のレベルの向上を図っている。具体的には、毎日のミーティングのなかで大学運営に必要な情報を共有するとともに、月1回開催する「事務連絡会」において、実務的な課題について協議し、さらには、学長が出席して大学の理念やモラルにかかわる諸問題に関するスピーチを行うことで、職員の意識向上と深化を図っている。また、職員が外部の研修に参加することで得られた情報システムの知識や法令改正等の最新情報についても同連絡会で共有している。そのほか、事務長は、職員との個人面談の機会を持ち、業務上の問題意識及び改善に向けた提案を聴取しつつ、キャリアアップを図るための目標管理等について話し合う場を設けている。

教員と職員の協働による大学運営の実現に向けて、「FD委員会」による教職員合同の研修会を開催しており、2018（平成30）年度には外部からの講師を招いて、

大学経営に関する研修を行っている。今後は、教員及び事務職員の双方を対象とした研修機会の充実を図るとしており、近隣の大学との合同による研修会の開催も計画しているため、さらなる展開が期待される。

⑥ **大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学運営全般の適切性に関する点検・評価は、各部署で検証した結果を「自己点検・評価委員会」で取りまとめている。それに加えて、今後は「内部質保証向上委員会」で、点検・評価の結果をもとに改善・向上に向けた検討を行うとしている。同委員会には事務長も陪席し、事務組織に関する検証も実施できる体制となっていることから、その検討結果に基づき、大学運営及び事務組織をより一層充実させることが期待される。

なお、大学運営にあたっては、法令上求められている公認会計士による会計監査及び監事による監査を適切に実施している。さらに、年に5～6回の公認会計士からの会計指導を受け、その内容を財務理事及び監事に報告している。

(2) **財務**

<概評>

2017（平成 29）年度から5年間の「新長期財政計画」を策定し、年度ごとの具体的な数値目標を示した財政計画に沿って活動している。財務状況は、「人文科学系学部を設置する私立大学」に比べ、主要な財務比率は低いものの、2016（平成 28）年度以降、翌年度繰越収支差額はプラスに転じており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は高いため、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を確立している。今後は、外部資金の獲得を含む収入の多様化を図る取組みが望まれる。

① **教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。**

2007（平成 19）年度から2016（平成 28）年度までの「長期財政計画」に引き続き、2016（平成 28）年に、5年間の「新長期財政計画」を策定し、各年度の計画に沿って収支状況を点検・評価するとしている。一方で、この「新長期財政計画」の実施期間である5年間は、「キャンパス整備基本計画事業」と時期が重なり、多額の資金を必要としていることから、教育研究活動に支障をきたすことのないよう、健全な財政運営に向けた諸施策の実行が望まれる。

② **教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。**

東京神学大学

財務関係比率は、「人文科学系学部を設置する私立大学」の平均値と比べて、教育研究経費比率が低く、人件費比率が高い状況が続いているが、寄付金比率が高く、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率は改善傾向にある。また、翌年度繰越収支差額が2016（平成28）年度以降はプラスに転じており、「要積立額に対する金融資産の充足率」が高いことから、教育研究活動を安定して遂行するための十分な財政基盤を確立している。

寄付金や学生生徒等納付金を主な収入とし、財政基盤を確立しているものの、寄付金以外の外部資金の獲得に関して、さらなる収入の多様化を図る取組みが望まれる。

以 上

東京神学大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
0 序章	2016年度学校法人東京神学大学 学外（外部）検証者 報告 2017年度学校法人東京神学大学 学外（外部）検証者 報告 基準協会からの改善勧告・努力課題		0-1 0-2 0-3
1 理念・目的	学校法人東京神学大学寄附行為 東京神学大学学則 東京神学大学大学院学則 大学基準協会から指摘を受けた文書 東京神学大学大学案内2018年度版 東京神学大学ホームページ 東京神学大学報（2018年5月299号） 「神学」（2017年12月79号） 「伝道と神学」（2018年3月8号） イエス教長老教会神学大学校と東京神学大学の協力協定	○	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10
2 内部質保証	東京神学大学自己点検評価規程 東京神学大学自己点検評価実施要項 東京神学大学 内部質向上委員会の位置づけ体系図 2013年度東京神学大学自己点検・評価・大学基礎データ 提言に対する改善報告書 日本基督教団教師委員二名の評価書（複写） 2013年度専攻別懇談会とカリキュラム・アンケート回答 改善報告書（2016年） 改善報告書検討結果		2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9
3 教育研究組織	東京神学大学総合研究所規則 東京神学大学総合研究所内規		3-1 3-2
4 教育課程・学習成果	学科目概要（シラバス）神学部神学科 履修の手引 神学部神学科 履修の手引 学科目概要（シラバス）大学院神学研究科 博士課程前期課程 履修の手引 学科目概要（シラバス）大学院神学研究科 博士課程後期課程 東京神学大学教務委員会規程 東京神学大学報（2017年10月296号）大学院博士課程後期課程・学生研究発表会（2017.6.20）の報告 東京神学大学学位規則施行細則 東京神学大学神学部神学科学学生募集要項 指定校推薦編入学試験 東京神学大学神学部神学科学学生募集要項（11月、2月、3月試験） 2017年度博士課程後期課程研究状況報告		4-1-1 4-1-2 4-1-3 4-1-4 4-1-5 4-1-6 4-2 4-3-1 4-3-2 4-3-3
5 学生の受け入れ	東京神学大学大学院長期履修学生内規 東京神学大学大学院神学研究科学生募集要項 大学院前期課程内部入試要項 2016年度 英語補講クラスについて 日本語実力試験および日本語補講クラスについて 東京神学大学 オープン・キャンパス 遣わされる日のために（東京神学大学入学試験の手引き） 2017年度「献身の喜び——派遣報告書」		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8
6 教員・教員組織	専任教員の教育・研究業績 東京神学大学教授会規程 東京神学大学教育職員任用に関する規則 東京神学大学教育職員の任用に関する内規 東京神学大学教育職員選考基準		6-1 6-2 6-3-1 6-3-2 6-4

6 教員・教員組織	東京神学大学研究助手のための奨学金に関する内規		6-5
	東京神学大学教育職員後継者養成のための特別奨学金に関する内規		6-6
	専任教員個別表		6-7
	東京神学大学FD委員会規程		6-8
	東京神学大学報 (2010年5月259号) 2009年度FD委員会報告		6-9-1
	東京神学大学報 (2009年10月256号) FD活動から気づかされたこと		6-9-2
	東京神学大学報 (2011年7月265号) 「障害」の理解		6-9-3
	東京神学大学報 (2012年7月270号) 「インターネット時代における説教者の姿勢」「ハラスメント問題」		6-9-4
	東京神学大学報 (2013年7月275号) 伝道者の姿勢—その心得		6-9-5
	東京神学大学報 (2014年7月280号) 東京神学大学 研究倫理規程について		6-9-6
	東京神学大学報 (2015年7月285号) 「共に召命に応えるために」		6-9-7
	東京神学大学報 (2016年7月290号) 「原点に立ち戻る時」		6-9-8
	牧師と教授会との懇談会の御案内 パワーポイント講習会資料 (2014年3月14日)		6-9-9 6-9-10
東京神学大学報 (2017年7月295号) 「生活倫理講座について」		6-9-11	
東京神学大学報 (2018年3月298号) 生活倫理講座「心の健康」(石丸昌彦先生)		6-9-12	
7 学生支援	入学に備える推薦読書リスト (11月、2月、3月)		7-1
	教会生活に関する調査 (書式)		7-d-1
	神学生出席教会牧師と教授会との懇談会 (2017年9月22日)		7-d-2
	東京神学大学報 (2017年12月297号) 2017年度神学校日奉仕		7-d-3
	東京神学大学報 (2017年10月296号) 夏期伝道実習先教会		7-d-4
	夏期伝道奉仕の心得		7-d-5
	東京神学大学報 (2017年10月296号) 夏期伝道実習報告		7-d-6
	神学生の指導にあたってのお願い		7-d-7
	東京神学大学報 (2015年5月284号) 2014年度 卒業生赴任先一覧		7-d-8
	東京神学大学報 (2008年5月249号) 「入学時奨学金」のスタート		7-2
	東京神学大学報 (2008年12月252号) 入学時奨学金について		7-3
	東京神学大学報 (2008年12月252号) 入学時奨学金献金のお願い		7-4
	東京神学大学報 (2017年3月293号) 奨学金献金のお願い		7-5
パストラル・ケアセンターとは		7-6	
東京神学大学人権侵害防止対策規程		7-7	
人権にかかわるハラスメント調査委員会内規		7-8	
大学案内2017年度版「4つの神学/授業科目一覧」		7-9	
8 教育研究等環境	東神大OPAC公開開始 (ポスター)		8-1
	図書館ホームページ (https://tuts.ac.jp/toshokan/)	○	8-2
	WebOPACコンテンツマニュアル		8-3
	東京神学大学の学生寮に冷暖房機 (エアコン) を設置する特別募金のお願い		8-4
	建設工事請負契約書		8-5-1
	工事完成報告書		8-5-2
	東京神学大学学生寮冷暖房機 (エアコン) 設置募金の目標達成・その感謝と報告・(抄)		8-6
	学校法人東京神学大学就業規則		8-7
	東京神学大学教育職員研究費支給内規		8-8
	東京神学大学キャンパス整備基本計画 原案A・原案B (素案) 合同版		8-9
	東京神学大学情報セキュリティ・ポリシー		8-10
東京神学大学研究倫理規程		8-11	
9 社会連携・社会貢献	2016 (平成28) 年度日本伝道協議会プログラム		9-1
	2016 (平成28) 年度キリスト教学校伝道協議会プログラム		9-2
	2016 (平成28) 年度公開夜間神学講座カリキュラム		9-3
	2016 (平成28) 年度教職セミナー・プログラム		9-4
	2016 (平成28) 年度後援会地区公開講演会報告		9-5
	2013 (平成25) 年度東北地区伝道講演会報告		9-6
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	東京神学大学学長選挙に関する規約		10-1
	東京神学大学学部長選考規程		10-2
	学校法人東京神学大学 理事・監事・評議員 (2017年度)		10-3
	学校法人東京神学大学寄附行為施行細則		10-4

10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	東京神学大学委員会規程 東京神学大学教育職員役職規程 2011年度第12回教授会記録(抄) 第200回定期理事会議事録(抄) 第169回定期評議員会議事録(抄) 事務連絡会議 資料 東京神学大学のアイデンティティー ―教団立神学校として― 2017年度 職員研修受講予定・記録		10-5 10-6 10-7 10-8 10-9 10-10-1 10-10-2 10-10-3
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	長期財政計画前期実施状況/長期財政計画後期 第221回定期理事会議事日程 第225回定期理事会議事日程 2017年度 監査スケジュール 第201回定期理事会 資料9 第204回定期理事会議事録(抄) 第220回定期理事会 新長期財政計画(2017~2021年度)別表5 第222回定期理事会 2016年度計算書類 別紙4 第228回定期理事会 事業報告書(2017年度)別紙1 第228回定期理事会 献金報告(2017年度)別紙3 財務比率表(2013~2017年度) 第224回定期理事会 キャンパス整備基本計画事業 別紙8 第225回定期理事会 募金委員会発足とキャンパス整備基本計画事業運営組織体制 別紙6		10-11 10-12 10-13 10-14 10-15 10-16 10-17 10-18 10-19 10-20 10-21 10-22 10-23
その他	東京神学大学キャンパス整備計画起工式 規則改正及び制定の件 内部質保証向上委員会規程制定 2018年度 第1回特別教授会の内容と合意事項 2018年度 第10回教授会議事録 学生会 神学校生活委員会 アンケート結果(生活面、学習面について) 東京神学大学研修センター基本構想_基礎検討_原案 エアコン設置状況 2017年度東京神学大学本館・図書館改修事業 改修基本計画 2018年度 第23回教授会議事録 2019年度 第3回教授会記録 東京神学大学 点検・評価報告書に関する追加事項 東京神学大学 事業報告書(2018年度) 神学部神学科履修登録状況(2016年度-2018年度) 東京神学大学神学部神学科_2019年度履修の手引 東京神学大学大学院博士課程後期課程_2019年度履修の手引・学科目概要 東京神学大学大学院博士課程前期課程_2019年度履修の手引・学科目概要 (2-1) 東京神学大学大学院博士課程前期課程_2019年度履修の手引・学科目概要 (2-2) 学校法人東京神学大学規則集 2018年度		資料1-ア 資料2-ア 資料2-イ 資料6-ア 資料6-イ 資料7-ア 資料8-ア 資料8-イ 資料8-ウ 資料10-ア 資料10-イ 資料11

東京神学大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	2019年度3月特別教授会発題資料 財政問題ならびにキャンパス構想について 研修センターの構想について 教団教師養成制度検討委員会との事前協議_第1回 教団教師養成制度検討委員会との事前協議_第2回 教師検定委員会・教師委員会の訪問		実地1-1 実地1-2 実地1-3 実地1-4 実地1-5 実地1-6
2 内部質保証	2018年度第4回教授会議事録および配付資料 2018年度第1回特別教授会と内容と合意事項 東京神学大学内部質保証の方針 東京神学大学内部質保証向上委員会規程 東京神学大学内部質保証システム体系図 内部質保証向上委員会 議事録 2019年度第10回教授会記録および配付資料 2015年度第3回教授会記録 2019年度第1回特別教授会合意事項 東京神学大学報（2019年5月304号）（2018年5月299号）（2017年5月294号） 内部質保証向上のための検討事項		実地2-1 実地2-2 実地2-3 実地2-4 実地2-5 実地2-6 実地2-7 実地2-8 実地2-9 実地2-10 実地2-11
4 教育課程・学習成果	2019年度大学院博士課程後期課程【登録について】および【学位（甲）申請について】 2018年度第26回教授会議事録および配付資料 2018年度要件種類別確認リスト（卒業要件） 2018年度第12回教授会議事録および配付資料 2018年度第18回教授会議事録および配付資料 2018年度第26回教授会議事録および配付資料 2018年度要件種類別確認リスト（修了要件） 2018年度第7回教授会議事録および教務課主任手元資料 2018年度第16回教授会議事録および配付資料 教務委員会 2019年度・第1回議事録		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10
5 学生の受け入れ	長期履修学生制度利用状況（2011年度～現在） 教務委員会 2017年度・第8回アジェンダと資料、2017年度 第23回教授会記録		実地5-1 実地5-2
6 教員・教員組織	教授会スタッフの確保と育成について 助教制度について 東京神学大学専任教員職位別（年齢・性別）構成（2019年5月1日現在）		実地6-1 実地6-2 実地6-3
7 学生支援	人権について		実地7-1
8 教育研究等環境	情報に関する科目 2019年度 実践神学研修課程 総合特別講義 Wi-Fiサービス開始のお知らせ、サービス利用規約 東京神学大学 研究学期一覧 東京神学大学の学問的倫理基準		実地8-1 実地8-2 実地8-3 実地8-4 実地8-5
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学経営における原則－基準協会の評価方針を通して考えること		実地10-1
10 大学運営・財務 (2) 財務	財政部会報告 献金報告、教会賛助金・後援会献金の前年同月比較集計表 東京神学大学研修センター整備構想C3 キャンパス整備事業期間の資金繰り（減価償却・施設整備引当特定資産および現金預金の残高推移） キャンパス整備事業支出管理表（年度別） キャンパス整備計画資金繰りに関して		実地10-2 実地10-3 実地10-4 実地10-5 実地10-6 実地10-7
その他	教職課程履修による上限を超えての履修について 学生支援の方針を明記したものについて20190925 留学生委員会 奨学金委員会 奨学金支給実績資料（提出版） 奨学金員支給実績資料（追加）（提出版） さまざまなサポート 東京神学大学ホームページ 特別教授会合意事項 教育職員職務分担・クラス担任表 FD委員会（議事録）	○	実地4-11 実地7-2 実地7-3 実地7-4-1 実地7-4-2 実地7-4-3 実地7-5 実地7-6 実地7-7-1 実地7-7-2 実地10-8